

○ 枚方市開発事業等の手続等に関する条例施行規則の一部改正について

令和6年4月1日付けで、以下のとおり改正しています。(冊子P.20、26)

改正部分の新旧対照表

新(改正後)	旧(現行)
<p>(一体的な土地の利用に該当する開発事業等)</p> <p>第5条 条例第8条本文(条例第17条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する一体的な土地の利用をし、又は一体的な土地の利用が明らかに見込まれる開発事業(条例第17条第3項において準用する場合にあっては、同条第1項に規定する行為。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 先行する開発事業に係る開発区域内において計画された<u>全ての</u>建築物が完成するまでに、当該先行する開発事業に係る土地と一団の土地を形成する土地又は隣接し、若しくは近接する土地において行われる開発事業</p> <p>2 条例第8条ただし書(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める場合は、所有者及び地番が異なる土地において行われる開発事業について、それぞれの開発者の関連性が認められず、かつ、当該開発事業が設計上独立性を有するものと認めら</p>	<p>(一体的な土地の利用に該当する開発事業等)</p> <p>第5条 条例第8条本文(条例第17条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する一体的な土地の利用をし、又は一体的な土地の利用が明らかに見込まれる開発事業(条例第17条第3項において準用する場合にあっては、同条第1項に規定する行為。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 先行する開発事業に係る開発区域内において計画された<u>すべて</u>の建築物が完成するまでに、当該先行する開発事業に係る土地と一団の土地を形成する土地又は隣接し、若しくは近接する土地において行われる開発事業</p> <p>2 条例第8条ただし書(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める場合は、所有者及び地番が異なる土地において行われる開発事業について、それぞれの開発者の関連性が認められず、かつ、当該開発事業が設計上独立性を有するものと認めら</p>

新（改正後）	旧（現行）																								
<p>れる場合又は先行する開発事業に係る開発区域内において計画された<u>全ての建築物が完成した場合</u>とする。</p> <p>（公共・公益施設の整備等に係る協議の様式等）</p> <p>第8条 条例第12条の規定による協議（以下「公共・公益施設の整備等に係る協議」という。）をしようとする開発者は、公共・公益施設整備協議書（様式第6号）に別表第2に定める図書を添付して市長に提出するものとする。</p> <p>2 <u>開発者</u>は、公共・公益施設の整備等に係る協議を取り下げようとする場合は、取下届を市長に提出するものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>れる場合とする。</p> <p>（公共・公益施設の整備等に係る協議の様式等）</p> <p>第8条 条例第12条の規定による協議（以下「公共・公益施設の整備等に係る協議」という。）をしようとする開発者は、公共・公益施設整備協議書（様式第6号）に別表第2に定める図書を添付して市長に提出するものとする。</p> <p>2 <u>建築主</u>は、公共・公益施設の整備等に係る協議を取り下げようとする場合は、取下届を市長に提出するものとする。</p> <p>3 [略]</p>																								
別表第2（第8条関係）	別表第2（第8条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 1008 280 1061">項</th> <th data-bbox="280 1008 1113 1061">図書の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 1061 280 1120">1</td> <td data-bbox="280 1061 1113 1120">開発区域に含まれる地域の名称一覧表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1120 280 1179">2</td> <td data-bbox="280 1120 1113 1179">開発者の印鑑証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1179 280 1238">3</td> <td data-bbox="280 1179 1113 1238">開発者の資格証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1238 280 1297">4</td> <td data-bbox="280 1238 1113 1297">事前協議書の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1297 280 1347">5</td> <td data-bbox="280 1297 1113 1347">計画概要書</td> </tr> </tbody> </table>	項	図書の名称	1	開発区域に含まれる地域の名称一覧表	2	開発者の印鑑証明書	3	開発者の資格証明書	4	事前協議書の写し	5	計画概要書	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 1008 1198 1061">項</th> <th data-bbox="1198 1008 2040 1061">図書の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 1061 1198 1120">1</td> <td data-bbox="1198 1061 2040 1120">開発区域に含まれる地域の名称一覧表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1120 1198 1179">2</td> <td data-bbox="1198 1120 2040 1179">開発者の印鑑証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1179 1198 1238">3</td> <td data-bbox="1198 1179 2040 1238">開発者の資格証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1238 1198 1297">4</td> <td data-bbox="1198 1238 2040 1297">事前協議書の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1297 1198 1347">5</td> <td data-bbox="1198 1297 2040 1347">計画概要書</td> </tr> </tbody> </table>	項	図書の名称	1	開発区域に含まれる地域の名称一覧表	2	開発者の印鑑証明書	3	開発者の資格証明書	4	事前協議書の写し	5	計画概要書
項	図書の名称																								
1	開発区域に含まれる地域の名称一覧表																								
2	開発者の印鑑証明書																								
3	開発者の資格証明書																								
4	事前協議書の写し																								
5	計画概要書																								
項	図書の名称																								
1	開発区域に含まれる地域の名称一覧表																								
2	開発者の印鑑証明書																								
3	開発者の資格証明書																								
4	事前協議書の写し																								
5	計画概要書																								

新（改正後）		旧（現行）	
6	条例の規定に基づく協議により新たに設置される公共・公益施設一覧表	6	条例の規定に基づく協議により新たに設置される公共・公益施設一覧表
7	地籍図の写し	7	地籍図の写し
8	説明に関する関係調書一覧表	8	隣接地関係調書一覧表
9	付近見取図	9	付近見取図
10	現況図	10	現況図
11	土地利用計画図	11	土地利用計画図
12	造成計画平面図	12	造成計画平面図
13	造成計画断面図	13	造成計画断面図
14	排水施設計画平面図	14	排水施設計画平面図
15	給水施設計画平面図	15	給水施設計画平面図
16	求積図	16	求積図
17	前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの	17	前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの